レンタカー業者の皆様へ

# 外国人客に貸し渡す際に守ってほしい 3つのポイント

安全で快適な旅のために、**レンタカー業者の皆様**にご協力をお願いします。

## 1 お客様へは、必ず点検実施済のレンタカーを貸し出してください。またレンタカーの整備状況を適切に把握してください。

- 車検とは別に**定期点検が必要**です。
- ３ナンバーや５ナンバーのレンタカーは**６ヶ月毎の定期点検**が必要です。
- 基準台数以上を配置する場合、整備管理者の選任が必要です。整備管理者を選任していない場合、**３０万円以下の罰金**など罰則が科されることがあります。



## 2 お客様の国際運転免許を確認してください。

- **発給１年以内**であるか、スタンプ(免許種別)は何か、**入国(上陸)１年以内**であるかを必ず確認してください。
- **外国免許**であっても、運転できるレンタカーであるか必ず確認をお願いします。




## 3 安全啓発動画を視聴していただいた後でレンタカーを貸し渡しましょう。

- 外国人客には、**レンタカー貸渡し前に安全啓発動画の視聴**をご案内ください。
- 動画視聴後、**冬道運転の注意事項や緊急連絡先**を簡単に説明してから、レンタカーを貸し出すようにしてください。

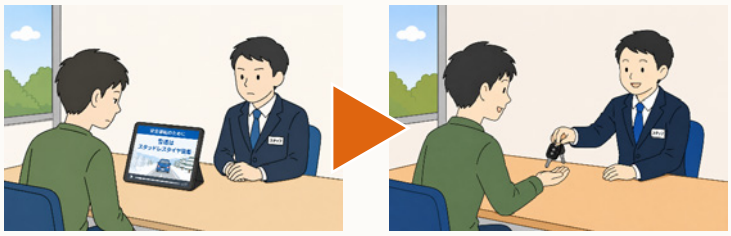

詳しくはこちら

| (定期点検) | (整備管理者) | (免許証) | (安全啓発動画) |
|---|---|---|---|

北陸信越運輸局・新潟県警察・長野県警察